

ポイント解説

2026年7月7日

金融庁企業会計審議会 第2回サステナビリティ情報保証部会における議論の概要

企業会計審議会第2回サステナビリティ情報保証部会が2026年7月3日に開催され、企業会計審議会の意見書の全体イメージが示され、その骨子について議論が行われました。

■ 本部会において議論した主なポイント

背景

これまでの金融審議会のサステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループでの検討を踏まえ、2026年4月24日の企業会計審議会総会において、保証業務実施者が準拠すべき保証基準や品質管理基準等のあり方について、企業会計審議会に「サステナビリティ情報保証部会」を新設し審議を開始することが決定されました。

概要

第1回サステナビリティ情報保証部会の議論を踏まえ、金融庁の事務局から示された、以下の項目に係る「意見書の骨子イメージ」を中心に議論が行われ、概ね方向性を支持する意見が聞かれました。

(1) 我が国における基準のあり方・策定方法

日本公認会計士協会「サステナビリティ保証業務実務指針5000」等をもとに、金融庁において、監査法人・監査法人以外のいずれの主体も遵守することができる基準となるよう適切な修正を加え、国際基準との調整内容を反映した上で、関係者（保証業務実施者・作成者等）の意見を踏まえて策定する方針。

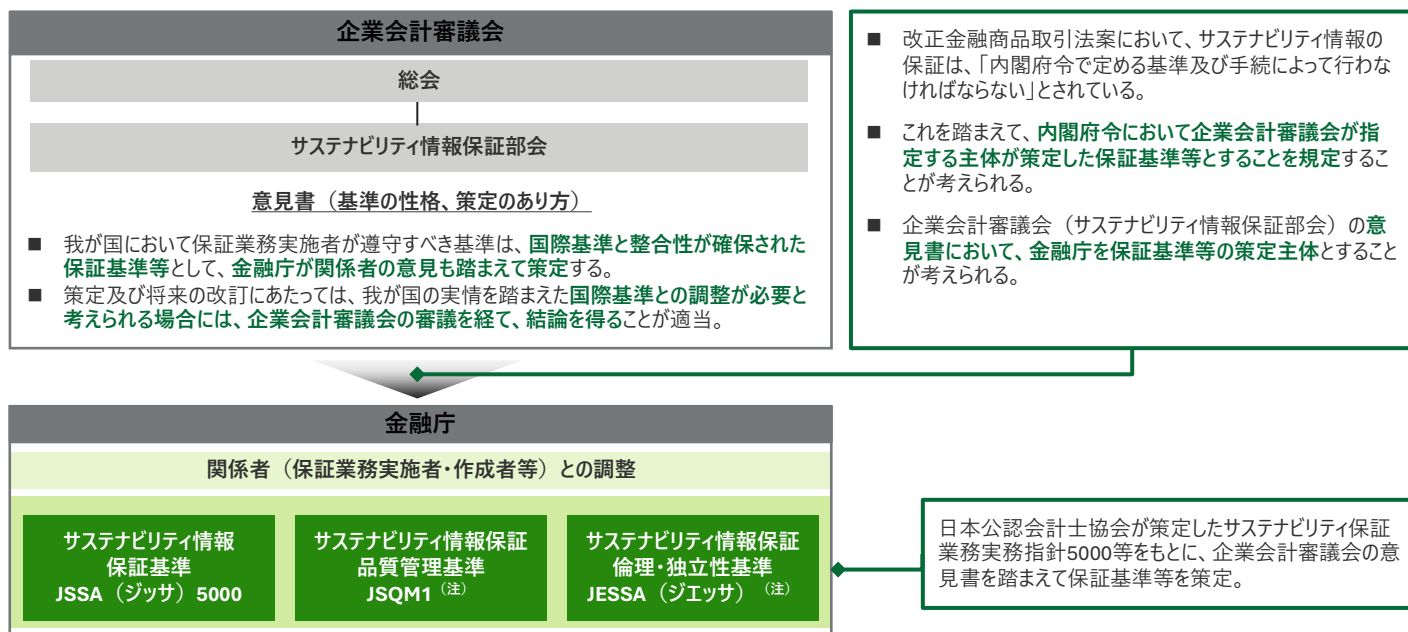
(2) 保証業務に関する重要な事項

保証業務の目的や実施の前提、保証対象・保証範囲、財務諸表監査人との連携等について、国際基準（ISSA5000等）の要求事項の趣旨を踏まえて、意見書で明確化・整理すべき事項。

(3) 国際基準との調整その他全般

ガバナンスに責任を負う者、部分保証、審査、引継・共同保証といった論点について、我が国の制度・実務に即した取り扱いの明確化。

■ 当部会の意見書と保証基準等の関係



（注）サステナビリティ情報の保証に係る品質管理基準、倫理・独立性基準は、財務諸表監査における品質管理基準、日本公認会計士協会の倫理規則とは別途策定。

参考：事務局説明資料（2026年7月3日）P9

参考

金融庁のサイト

[企業会計審議会第2回サステナビリティ情報保証部会 議事次第：金融庁](#)

サステナビリティ開示・保証の最新規制動向

日本・ヨーロッパ・南北アメリカ・アジアパシフィックにおけるサステナビリティ情報の開示・保証の規制に関する最新動向を取りまとめています。

有限責任監査法人トーマツ

〒100-8360 東京都千代田区丸の内3-2-3 丸の内二重橋ビルディング

<https://www.deloitte.com/jp/ja/about/group/deloitte-touche-tohmatsu.html>

デロイト・トーマツグループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイト ネットワークのメンバーである合同会社デロイト・トーマツグループならびにそのグループ法人（有限責任監査法人トーマツ、合同会社デロイト・トーマツ、デロイト・トーマツ税理士法人およびDT弁護士法人を含む）の総称です。デロイト・トーマツグループは、日本で最大級のプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従いプロフェッショナルサービスを提供しています。また、国内30都市以上に2万人超の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト・トーマツグループWebサイト、www.deloitte.com/jpをご覧ください。

Deloitte（デロイト）とは、Deloitte Touche Tohmatsu Limited（“Deloitte Global”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイトネットワーク”）のひとつまたは複数を指します。Deloitte Globalならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。Deloitte Globalおよびその各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてののみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。Deloitte Globalはクライアントへのサービス提供を行いません。詳細はwww.deloitte.com/jp/aboutをご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは保証有限責任会社であり、Deloitte Globalのメンバーファームです。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける100を超える都市（オークランド、バンコク、北京、ベンガルール、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、ムンバイ、ニューデリー、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte（デロイト）は、最先端のプロフェッショナルサービスを、Fortune Global 500®の約9割の企業や多数のプライベート（非公開）企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的な信頼を高め、クライアントの変革と繁栄を促進することで、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来180年の歴史を有し、150を超える国・地域にわたって活動を展開しています。“Making an impact that matters”をパーパス（存在理由）として標榜するデロイトの約46万人の人材の活動の詳細については、www.deloitte.comをご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、Deloitte Touche Tohmatsu Limited（“Deloitte Global”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイトネットワーク”）が本資料をもって専門的な助言やサービスを提供するものではありません。皆様の財務または事業に影響を与えるような意思決定または行動をされる前に、適切な専門家にご相談ください。本資料における情報の正確性や完全性に関して、いかなる表明、保証または確約（明示・黙示を問いません）をするものではありません。またDeloitte Global、そのメンバーファーム、関係法人、社員・職員または代理人のいずれも、本資料に依拠した人に関係して直接または間接に発生したいかなる損失および損害に対しても責任を負いません。Deloitte Globalならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2026. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.



IS 669126 / ISO 27001



BCMS 764479 / ISO 22301

IS/BCMSそれぞれの認証範囲はこちらをご覧ください
<http://www.bsigroup.com/clientDirectory>